

令和 6 年 第 3 回

色麻町農業委員会総会進行録

令和6年3月25日（月）

色麻町農業委員会進行録

令和6年3月25日、色麻町農業委員会を役場会議室に招集した。

・招集委員

議席	担 当	氏 名
1	農 地	菅 原 隆 行
2	農 政	早 坂 成 弘
3	農 地	鎌 田 一 宣
4	農 地	阿 部 きよ子
5	農 政	佐々木 範 雄
6	農 政	佐 藤 勝
7	農 政	堀 籠 慶 浩
8	農 政	武 田 公美子
9	農 政	齋 條 仁 美
10	農 地	早 坂 孝 悦
11	農 地	大 泉 貞 行
12		堀 籠 勝 恵

・出席委員 12名 ・ 欠席委員 0名

・会議録書記 遠 藤 由 美 ・ 事務局長 山 崎 長 寿

議決事項 議案第 8 号 農地法第3条の規定による許可決定について
 議案第 9 号 農用地利用集積計画（案）の意見決定について
 議案第10号 農用地利用集積計画一括方式（案）の意見決定について
 議案第11号 非農地証明願について

議 長	皆様、大変ご苦勞様です。 定刻でございますので、只今から始めたいと思います。 本日の出席委員は12名です。定足数に達しておりますので、第3回色麻町農業委員会総会を開会いたします。
議 長	それでは、色麻町農業委員会会議規則第22条第3項の規定により、議事録署名委員を私から指名させていただくことに、ご異議ございませんか。 【「異議なし」の声あり】
議 長	それでは、6番 佐藤 勝 委員、7番 堀籠慶浩 委員を指名いたします。
議 長	議事に入る前に一言ご挨拶申し上げます。 ・・・省略・・・ それでは、議事に入ります。
議 長	議案第8号、農地法第3条の規定による許可決定について、を議題と致します。 事務局より議案の朗読と説明をお願いします。
事務局長	議案第8号、農地法第3条の規定による許可決定について。 農地法関係事務処理要領の第1の2の(1)の規定により、意見を決定するため審議されたい。 記書きについては、省略させていただきます。
議 長	事務局より番号4番の朗読と説明をお願いします。
事務局長	番号4番 権利の種類、所有権移転、無償、渡人 ○○ さん、受人 ○○ さん、申請地 志津字新鷹巣○○番地、地目畑、地積○○㎡、及び○○番地、地目田、地積○○㎡、総地積○○㎡、申請事由につきましては、規模縮小と合わせ、本家、○○さんの屋敷周りの農地であるため無償贈与との申請理由でした。 受人の○○さんは、自作でハウスにブドウを栽培し、直売所にも出荷していることから、効率的に利用できると判断しております。 資料議案第8号番号4番農地法第3条資料をご覧くださいご審議

		いただきますようお願いいたします。
議 長		内容の説明が終わりました。 現地調査の報告を 10 番 早坂孝悦 委員よりお願いします。
早坂（孝） 委員		それでは、番号 4 番について、現地調査の報告をいたします。 去る 3 月 11 日、堀籠会長、大泉会長職務代理、それと私と、遠藤次長の 4 名で確認を行いました。 確認の結果、先ほど事務局の説明にもありましたが、適切に管理されておりました。 委員各位のご審議を宜しくお願い申し上げ報告といたします。
議 長		ご苦労様でした。 現地調査の報告が終わりました。それでは、ご発言いただきます。 【「異議なし」の声あり】
議 長		異議なしの声がありますが、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 【全員「挙手」あり】
議 長		全員賛成ですので、番号 4 番については、可と決しました。 次に事務局より番号 5 番の朗読と説明をお願いします。
事務局長		番号 5 番 権利の種類、所有権移転、無償、渡人 ○○ さん、受人 ○○ さん、申請地 四竈字向川原○番地○、地目田 地積○○㎡、申請事由につきましては、息子の○○さんに生前贈与を行う為の申請でございます。 受人の○○さんは、会社員ではありますが、年間 150 日農作業に従事しており機械等の所有面からも問題はなく、今後も農地を効率的に利用できると判断しております。 議案第 8 号番号 5 番農地法第 3 条資料をご覧くださいご審議いただきますようお願いいたします。
議 長		内容の説明が終わりました。 現地調査の報告を 10 番 早坂孝悦 委員よりお願いします。
早坂（孝） 委員		それでは、番号 5 番について、現地調査の報告をいたします。 現地調査日及び確認者は番号 4 番と同様です。

		確認の結果、先ほど事務局の説明にもありましたが、現に耕作しているほ場で適切に管理されておりました。 委員各位のご審議を宜しくお願い申し上げ報告といたします。
議	長	ご苦労様でした。 現地調査の報告が終わりました。それでは、ご発言いただきます。 【「異議なし」の声あり】
議	長	異議なしの声がありますが、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 【全員「挙手」あり】
議	長	全員賛成ですので、番号５番については、可と決しました。 次に事務局より番号６番の朗読と説明をお願いします。
事務局長		番号６番 権利の種類、賃貸借権の新規設定、渡人 ○○ さん、受人 ○○ さん、申請地 黒沢字新寺○○番地○、地目田 地積○○㎡、外○筆、総地積○○㎡、申請事由につきましては、前受人の○○さんの死去に伴い新規で○○さんと賃貸借権設定を行う申請でございます。 受人の○○さんは、年間２００日農作業に従事しており共同での機械等を利用しており、今後も農地を効率的に利用できると判断しております。
議	長	内容の説明が終わりました。それでは、ご発言いただきます。 【「異議なし」の声あり】
議	長	異議なしの声がありますが、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 【全員「挙手」あり】
議	長	全員賛成ですので、番号６番については、可と決しました。 以上で、議案第８号農地法第３条の規定による許可決定については、原案のとおり決定することを可といたします。
議	長	次に議案第９号基盤強化法による農用地利用集積計画（案）の意見決定について、を議題といたします。 事務局より議案の説明をお願いします。
事務局長		議案第９号、農用地利用集積計画（案）の意見決定について。

基盤強化法第18条第1項の規定による農地利用集積計画（所有者移転及び貸借権設定）について、基盤強化法の基本要綱の第9の3の（1）の規定により、農用地利用集積計画（案）を決定するため審議されたい。

記書きにつきましては、省略させていただきます。

議長 事務局より所有権移転の番号53番及び関連がありますので番号54番の朗読と説明をお願いいたします。

事務局長 番号53番、権利の種類、所有権移転、売買、渡人、公益社団法人みやぎ農業振興公社理事長 江畑正徳さん、受人、四竈字道命〇番地、〇〇さん、土地の住所、王城寺字新下川原〇番地〇、地目田、地積〇〇㎡、利用目的は耕作で契約金額は〇〇円です。

この件については、2月の総会議案第5号、番号28番で〇〇地区の〇〇さんから公社に売買した内容となります。

次に番号54番、権利の種類、所有権移転、売買、公益社団法人みやぎ農業振興公社理事長 江畑正徳さん、受人、四竈字道命〇番地、〇〇さん、土地の住所、王城寺字新下川原〇〇番地、地目田、地積〇〇㎡、外〇筆、総地積〇〇㎡、利用目的は耕作で契約金額は〇〇円です。

この件については、2月の総会議案第5号、番号9番で〇〇地区の〇〇さんから公社に売買した内容となります。

議長 内容の説明が終わりました。それでは、ご発言いただきます。

【「異議なし」の声あり】

議長 異議なしの声がありますが、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

【全員「挙手」あり】

議長 全員賛成ですので、番号53番及び番号54番については、可と決しました。

議長 おはかりいたします。番号55番については、大泉会長職務代理が受手となる案件ですので、「農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定に基づく議事参与の制限により、議事の審議が終了するまで退席いただきます。

（大泉会長職務代理：退席）

議 長 事務局より番号５５番の朗読と説明をお願いいたします。

事務局長 番号５５番 新規賃貸借権設定でございます。渡人 ○○さん 受人 ○○さん、申請地 四竈字新田中○番地 地目田、地積○○㎡、外○筆、総地積○○㎡、賃借料１０アール当たり○○円、期間は４年１１ヶ月です。期間の設定につきましては、議案書の備考に理由が書いてありますのでご参照ください。

議 長 内容の説明が終わりました。それでは、ご発言いただきます。

【「異議なし」の声あり】

議 長 異議なしの声がありますが、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

【全員「挙手」あり】

議 長 全員賛成ですので、番号５５番については、可と決しました。

(大泉会長職務代理：入室)

議 長 おはかりいたします。以降の貸借権設定件数が２２件ございますので、審議の進め方ですが２月会議同様に事務局から議案の朗読と説明５件毎に行い一括審議とさせていただきたいと思いますがこれにご意義有りませんか。

【「異議なし」の声あり】

議 長 異議なしの声がありますが、一括しての審議とすることに異議のない方は挙手をお願いします。

【全員「挙手」あり】

議 長 全員賛成ですので一括しての審議とさせていただきます。

事務局より番号５６番から６０番の朗読と説明をお願いいたします。

事務局長 番号５６番 新規貸借権設定でございます。渡人 ○○さん 受人 ○○さん、申請地 四竈字新本郷○番地○、地目田、地積○○㎡、外○筆、総地積○○㎡、賃借１０アール当たり○○円、期間は４年１１ヶ月です。

事 番号５７番 新規貸借権設定でございます。渡人 ○○さん 受人 ○○さん、申請地 志津字新西北田○番地○、地目田、地積○○㎡、賃

借10アール当たり〇〇円、期間は4年9ヶ月です。

番号58番 新規貸借権設定でございます。渡人 〇〇さん 受人 〇〇さん、申請地 志津字新松原〇番地〇、地目田、地積〇〇㎡、賃借10アール当たり〇〇円、期間は4年9ヶ月です。

番号59番 新規貸借権設定でございます。渡人 〇〇さん 受人 〇〇さん、申請地 黒沢字千苺田〇番地、地目田、地積〇〇㎡、外〇筆、総地積〇〇㎡、賃借料10アール当たり〇〇円、期間は5年です。

申請理由につきましては、渡人、〇〇さんの身体上の理由により耕作が継続出来なくなったことによる申請となります。

番号60番 新規貸借権設定でございます。渡人 〇〇さん 受人 〇〇さん、申請地 王城寺字八原〇番地〇、地目田、地積〇〇㎡、外〇筆、総地積〇〇㎡、賃貸料総額で〇〇円、期間は4年11ヶ月です。

議長

内容の説明が終わりました。

それでは、番号56番から60番までのご発言をいただきます。

【「異議なし」の声あり】

議長

異議なしの声がありますが、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

【全員「挙手」あり】

議長

全員賛成ですので、番号56番から番号60番については、可と決しました。

次に事務局より、番号61番から番号65番の朗読と説明をお願いいたします。

事務局長

番号61番 新規貸借権設定でございます。渡人 〇〇さん、受人 〇〇さん、申請地 黒沢字塚田〇番地、地目田、地積〇〇㎡、外〇筆、総地積〇〇㎡、賃借料10アール当たり〇〇円、期間は5年間です。

番号62番 新規貸借権設定でございます。渡人 〇〇さん 受人 株式会社〇〇 代表取締役〇〇さん 申請地 四竈字新上新田〇番地〇、地目田、地積〇〇㎡、外〇筆、総地積〇〇㎡、賃借料は10アール当たり〇〇円、期間は10年間です。

番号63番 新規貸借権設定でございます。渡人 〇〇さん、受人 〇〇さん、申請地、高根字新馬場〇番地、地目田、地積〇〇㎡、賃借料は10アール当たり〇〇円、期間は5年間です。

申請理由は、渡人の〇〇さんの離農で、親戚である〇〇さんとの賃貸借権設定となります。

番号64番 新規貸借権設定でございます。渡人 ○○さん、受人 ○○さん、申請地 高根字新馬場○番地、地目田、地積○○㎡、賃借料は10アール当たり○○円、期間は5年間です。

申請理由は、渡人の○○さんの離農で、親戚である○○さんとの賃貸借権設定となります。

番号65番 新規貸借権設定でございます。渡人 ○○さん、受人 株式会社○○ 代表取締役○○さん、申請地 黒沢字新木戸川○番地、地目田、地積○○㎡、外○筆、総地積○○㎡、賃借料10アール当たり○○円、期間は5年7ヶ月です。

議長 内容の説明が終わりました。

それでは、番号61番から65番までのご発言をいただきます。

【「異議なし」の声あり】

議長 異議なしの声がありますが、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

【全員「挙手」あり】

議長 全員賛成ですので、番号61番から番号65番については、可と決しました。

次に事務局より、番号66番から番号70番の朗読と説明をお願いいたします。

事務局長 番号66番 新規貸借権設定でございます。渡人 ○○さん、受人 株式会社○○ 代表取締役○○さん、申請地 黒沢字新木戸川○番地、地目田、地積○○㎡、賃借料10アール当たり○○円、期間は5年7ヶ月です。

番号67番 新規貸借権設定でございます。渡人 ○○さん、受人 株式会社○○ 代表取締役○○さん、申請地 黒沢字新木戸川○番地、地目田、地積○○㎡、賃借料10アール当たり○○円、期間は5年7ヶ月です。

番号68番 新規貸借権設定でございます。渡人 ○○さん、受人 株式会社○○ 代表取締役○○さん、申請地 黒沢字塚前○番地、地目田、地積○○㎡、外○筆、総地積○○㎡、賃借料10アール当たり○○円、期間は5年7ヶ月です。

番号69番 新規貸借権設定でございます。渡人 ○○さん、受人 ○○さん、申請地、一の関字新流○番地、地目田、地積○○㎡、外○筆、総地積○○㎡、賃借料は総額○○円、期間は5年です。

申請理由は、前受手の継続更新がされないことに伴い、本申請は場付近で耕作している〇〇さんが新規で設定することになったため。

〇〇さんは作業従事日数及び機械等の所有の面からも問題はなく農地を効率的に利用するものと判断しております。

番号 70 番 新規貸借権設定でございます。渡人 〇〇さん、受人 〇〇さん、申請地、四竈字東原〇番地、地目畑、地積〇〇㎡、外〇筆、総地積〇〇㎡、賃借料は総額で〇〇円、期間は5年間です。

議 長

内容の説明が終わりました。

それでは、番号 66 番から 70 番までのご発言をいただきます。

齋條委員

番号 67 番、渡人の息子さんが農家をしていたと思うが、息子さんはしないのか

早坂（孝）
委員

息子さんは株式会社〇〇の構成員になっている。今回は植え合わせの部分で新規に契約した。本人は今年から野菜作りをやめた。

議 長

そのほかございませんか。

【「異議なし」の声あり】

議 長

異議なしの声がありますが、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

【全員「挙手」あり】

議 長

全員賛成ですので、番号 66 番から番号 70 番については、可と決しました。

それでは、事務局より番号 71 番から番号 75 番の朗読と説明をお願いいたします。

事務局長

番号 71 番 新規貸借権設定でございます。渡人 〇〇さん、受人 〇〇さん、申請地、黒沢字新滝本〇番地、地目田、地積〇〇㎡、外〇筆、総地積〇〇㎡、賃借料 10 アール当たり〇〇円、期間は5年間です。

番号 72 番 新規貸借権設定でございます。渡人 〇〇さん、受人株式会社〇〇 代表取締役〇〇さん、申請地、王城寺字新山下〇番地、地目田、地積〇〇㎡、外〇筆、総地積〇〇㎡、賃借料 10 アール当たり〇〇円、期間は5年間です。

番号 73 番 新規貸借権設定でございます。渡人 〇〇さん、受人

〇〇さん、申請地、黒沢字新滝本〇番地、地目田、地積〇〇㎡、外〇筆、総地積〇〇㎡、賃借料１０アール当たり〇〇円、期間は５年間で
す。

番号７４番 新規貸借権設定でございます。渡人 〇〇さん、受人
〇〇さん、申請地、王城寺字新山下〇番地、地目田、地積〇〇㎡、外
２筆、総地積〇〇㎡、賃借料１０アール当たり〇〇円、期間は５年間
です。

番号７５番 新規貸借権設定でございます。渡人 〇〇 さん、受人
〇〇さん、申請地、大字堰堀〇番地〇、地目田、地積〇〇㎡、外〇筆、
総地積〇〇㎡、本申請は、同居するお孫さんへ無償で使用貸借権を設
定するものです。

なお、番号７１番から番号７５番までの受手となる方々は、従事日
数及び機械等の所有の面からも問題はなく農地を効率的に利用する
ものと判断しております。

議 長 内容の説明が終わりました。

それでは、番号７１番から番号７５番についてご発言をいただきま
す。

【「異議なし」の声あり】

議 長 異議なしの声がありますが、原案のとおり決定することに賛成の方
は挙手をお願いします。

【全員「挙手」あり】

議 長 全員賛成ですので、番号７１番から番号７５番については、可と決
しました。

それでは、事務局より番号７６番及び番号７７番までの朗読と説明
をお願いいたします。

事務局長 番号７６番 貸借権の再設定でございます。渡人 〇〇さん、受人
〇〇さん、申請地 四竈字北袋二番〇番地〇、地目田、地積〇〇㎡、
外〇筆、総地積〇〇㎡、賃借料１０アール当たり〇〇円、期間は９年
１０ヶ月です。

番号７７番 貸借権再設定でございます。渡人 〇〇さん、受人 〇
〇さん、申請地 大字新中堀添〇番地、地目田、地積〇〇㎡、外〇筆、
総地積〇〇㎡、賃借料１０アール当たり〇〇円、期間は１０年間です。

議 長 内容の説明が終わりました。

		それでは、番号 76 番及び 77 番までのご発言をいただきます。 【「異議なし」の声あり】
議	長	異議なしの声がありますが、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 【全員「挙手」あり】
議	長	全員賛成ですので、番号 76 番及び番号 77 番については、可と決しました。 以上で、議案第 9 号農用地利用集積計画（案）の意見決定については、承認することに決しました。
議	長	次に、議案第 10 号農地中間管理事業法第 19 条の 2「農地利用集積計画（案）一括方式」の意見決定について、を議題と致します。 事務局より説明をお願いします。
事務局長		議案第 10 号基盤強化法第 18 条第 1 項の規定による農地利用集積計画について、基盤強化法の基本要綱第 9 の 3 の（1）の規程により、意見を決定するため審議されたい。 記書については、省略させていただきます。
議	長	事務局より番号 2 番の朗読と説明をお願いします。
事務局長		番号 2 番 新規賃貸借権設定、渡人 ○○さん、受人 株式会社○○代表取締役○○さん、転貸人 公益社団法人 みやぎ農業振興公社 理事長 江畑 正徳さん、申請地 四竈字東原○番地○、現況地目田、地積○○㎡、賃貸料は 10 アール当たり○○円、期間は 10 年間です。申請理由は渡人の○○さんの離農によるものです。
議	長	内容の説明が終わりました。それでは、ご発言をいただきます。 【「異議なし」の声あり】
議	長	異議なしの声がありますが、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 【「全員「挙手」あり】
議	長	全員賛成ですので、番号 2 番については、可と決しました。
議	長	議案第 11 号、非農地証明願について、を議題といたします。 事務局より説明をお願いします。

事務局長	議案第 1 1 号、非農地証明願について。 非農地証明願を受理したので当該土地を調査した結果、農地法第 2 条第 1 項の農地に該当しない土地であることが確認されたため、非農地の判断について審議されたい。
議 長	番号 4 番、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。
事務局長	番号 4 番、当該農地は農用地区域外にある農地で、土地の住所、志津字木下〇番地〇、現況地目畑、地積〇〇㎡、外〇筆、総地積〇〇㎡、申請内容につきましては、平成 2 0 年から前所有者の〇〇さんが体調を崩し畑地としての利用がされず、現在に至るとのことです。なお、許可後には、居宅等を含め売却を予定しているとのことでした。 議案第 1 1 号番号 4 番非農地判断資料をご覧いただきご審議いただきますようお願いいたします。
議 長	内容の説明が終わりました。 現地調査の報告を 1 0 番 早坂孝悦 委員よりお願いします。
早坂（孝） 委員	それでは、番号 4 番について、現地調査の報告をいたします。 現地調査日及び確認者は議案第 8 号、農地法第 3 条許可、申請番号 5 番と同様です。 先ほど事務局の説明にもありましたが、現に農地としての利用はなく、農地法第 2 条第 1 項の農地に該当しない土地であることの確認をしました。 委員各位のご審議を宜しくお願い申し上げ報告といたします。
議 長	ご苦労様でした。調査報告が終わりました。ご発言をいただきます。 【「異議なし」の声あり】
議 長	異議なしの声がありましたが、承認することに異議のない方は挙手をお願いします。 【全員「挙手」あり】
議 長	全員異議なしですので、番号 4 番は可と決しました。 以上で、本日附議されました案件については全部終了いたしました。 これをもちまして、第 3 回色麻町農業委員会総会を閉会いたします。

開会時刻：午前 1 0 時 0 0 分

閉会時刻：午前 1 0 時 4 5 分

上記会議の顛末を記載し、相違ないことを証する。

令和 6 年 3 月 2 5 日

議 長（会長）堀 籠 勝 恵 ⑩

署 名 委 員 佐 藤 勝 ⑩

署 名 委 員 堀 籠 慶 浩 ⑩